

特殊詐欺等の検挙及び被害防止に係る協定について

令和7年7月7日付にて、兵庫県内に本店を置くすべての金融機関と兵庫県警察において、「特殊詐欺等の検挙及び被害防止に係る協定」を締結しましたのでお知らせします。

記

1. 目的

不正利用口座の情報共有により、特殊詐欺等の被害拡大・未然防止を図ります。

2. 連携する事項

兵庫県警察から共有される不正利用が疑われる口座情報を基に、特殊詐欺が疑われる取引の情報を兵庫県警察に提供します。

また、共有された不正利用口座の情報を同一人物の口座保有の調査、新規口座開設時における審査等に活用します。

以 上



兵庫県信用組合